

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

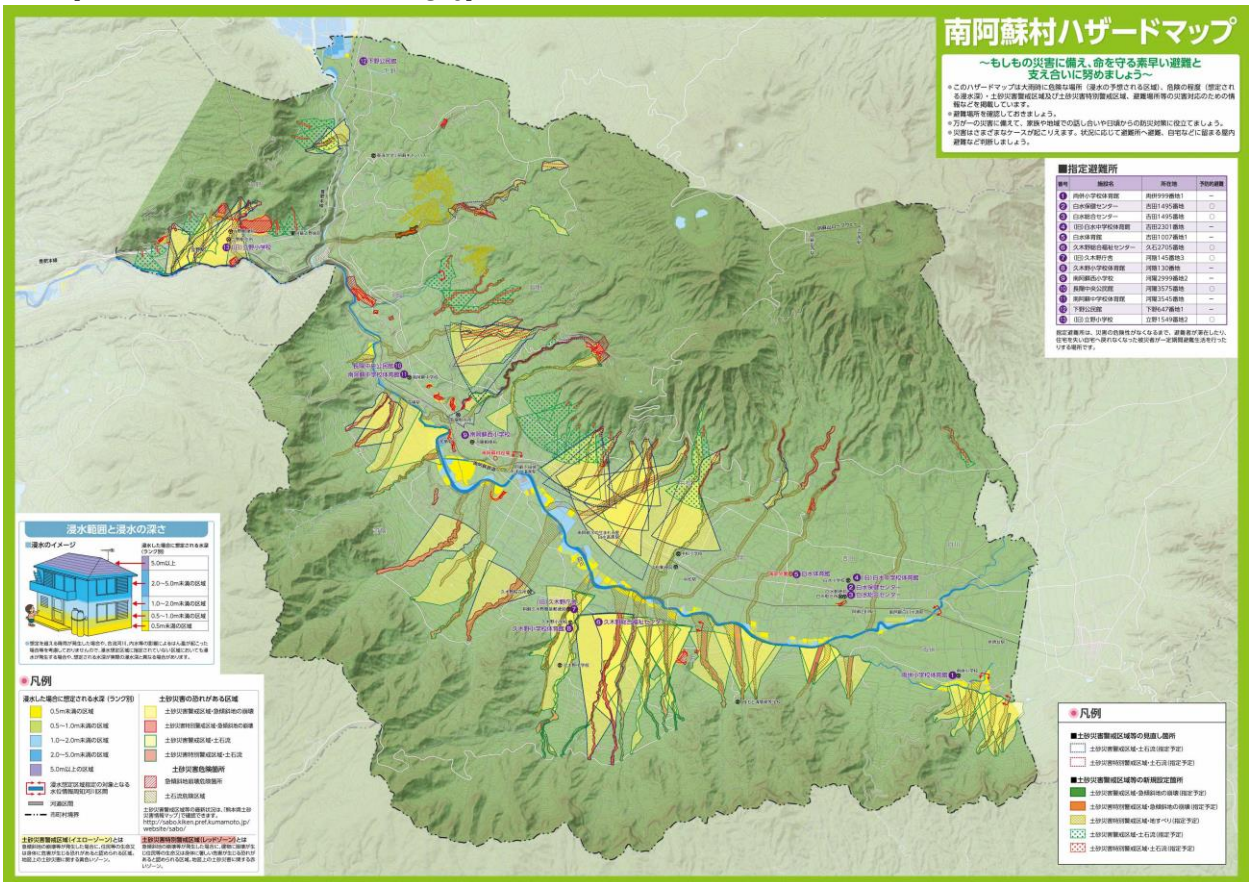
(1) 地域の災害リスク

(風水害：ハザードマップ)

南阿蘇村の風水害は、集中豪雨による土砂災害と浸水被害が中心である。すり鉢状の地形となっている本村では土石流や白川の氾濫等のリスクが避けられない地域に住居や中小企業、商業施設などが点在していることから、被害の拡大は避けられないと予想される。

南阿蘇村ハザードマップ

<https://www.vill.minamiaso.lg.jp/site/28kumamotozisinn/hazard.html>



(地震：ハザードマップ)

平成28年の熊本地震では南阿蘇村も甚大な被害を受け、中小企業においても、休業や廃業を余儀なくされた。地震ハザードステーション（J-SHIS）の防災地図によると活断層が存在している九州地方では予測できない地震の対応は非常に厳しいものがある。

以下が、熊本地震での村内の主な被害状況である。

(1) 人的被害

種別	人数
死亡者	30 ※関連死14名含む
重傷者	31
軽傷者	120

(2) 家屋被害（罹災証明発行数より）

被害の程度	件数
全壊	699
大規模半壊	187
半壊	801
一部損壊	1,171
計	2,858
※無被害	149 件

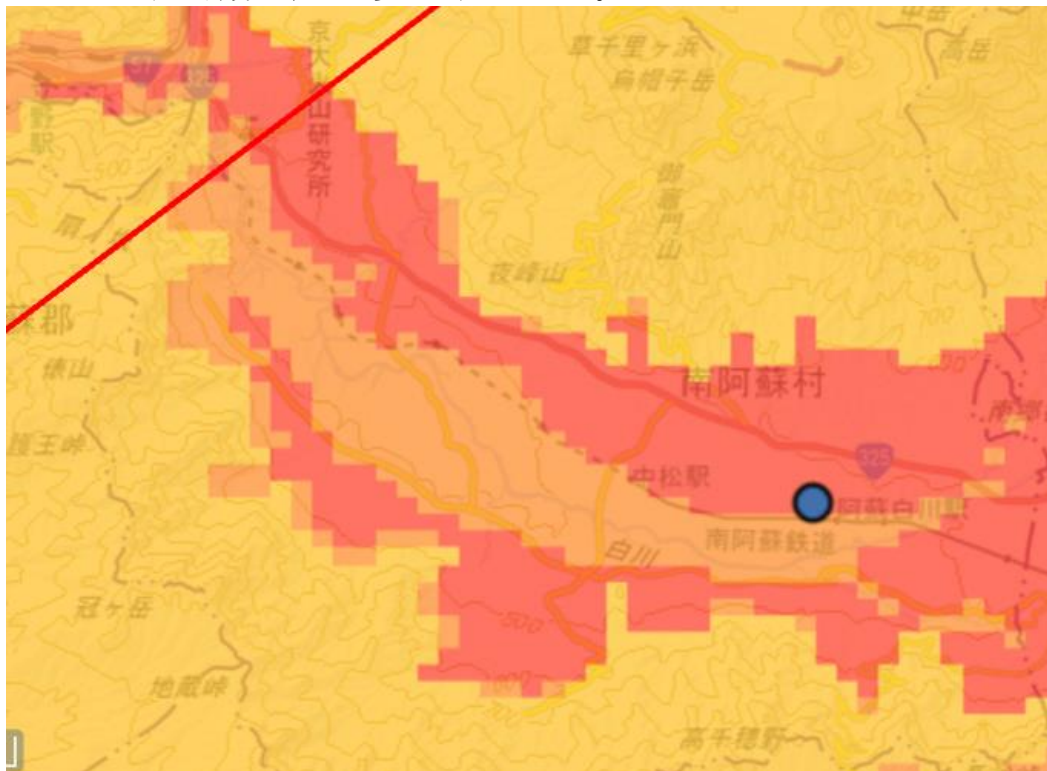
(3) インフラ

水道の断水	世帯数	内 訳
	16	新所 9世帯(個別対応が残る世帯) 乙ヶ瀬区 7世帯
道路の断絶	路 線 名	
	・ 国道57号 ・ 国道325号(阿蘇大橋) ※平成32年度完成予定 ・ 村道喜多〜垂玉線	

南阿蘇村復旧復興本部 平成 28 年熊本地震に係る被害及び復旧状況より抜粋

J-SHIS より抜粋

活断層が南阿蘇村の西側を通過しており、当会を含め、今後 30 年に震度 6 弱の地震に見舞われる確率が 6 ～ 26 % の部分が村内の多くを占めている。



(火山噴火：ハザードマップ)

阿蘇山の噴火については、火山防災のための研究は進んでいるものの、噴火予測は困難な状況にある。一方でインバウンドを含めた観光客は増加傾向にあり、小さな噴火でも人的被害を及ぼすことも懸念されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返してい

る。人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 5 2 5 人
- ・ 小規模事業者数 4 2 9 人

業 種		商工業者等数	小規模事業者数	備考（土地の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	46	43	地区内に広く分散している
	製造業	30	27	地区内に広く分散している
	卸売・小売業	155	120	活断層周辺及び土砂災害危険区域も含め 広く分散している
	飲食・宿泊業	154	116	活断層周辺及び土砂災害危険区域も含め 広く分散している
	その他	140	123	

(3) これまでの取組

1) 本村の取組

- ・ 南阿蘇村防災計画の策定
- ・ 南阿蘇村業務継続計画（BCP）
- ・ 防災訓練の実施（年2回）
- ・ 南阿蘇村新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 本会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・ 南阿蘇村からの事業者向け感染症予防非接触型体温計の無償貸与支援

II 課題

- ・ 現状では、当商工会の緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
 - ・ 加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
 - ・ 更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
 - ・ 当会役職員や小規模事業者が地域の災害リスクに関する十分な情報を持ち合わせていない。
 - ・ 防災備品の備蓄が必要である。
 - ・ 地区内の小規模事業者における事業者BCPの策定の必要性に関する認識がまだまだ低い。
- といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、村内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

① 事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業者のうち、既にBCPを策定している事業者は、まだ少なく、その事業者は宿泊旅館業などごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者のほとんどは策定していない現状にある。したがって、事業者BCPの策定に関する南阿蘇村の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組も本格化していないのが実態である。村と商工会との連携による取組強化への必要性が高まっている。

② 策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

③ 小規模事業者向けの策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、簡易版のフォームをはじめとした小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。

Ⅲ 目標

- ① 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ② 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と南阿蘇村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ③ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ④ 平時から物資の備蓄を行い、災害時に備える。
- ⑤ 巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

⑥ 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

独自の取組目標（セミナー開催回数、事業継続計画（BCP）策定件数）

※意欲的で必要性の高い事業者をセミナー開催してBCP策定支援を行う。

項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
事業者BCP策定件数	3	3	5	5	7
セミナー開催件数	2	2	2	2	2

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和３年４月１日～令和８年３月３１日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

- ・本会と南阿蘇村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜１． 事前の対策＞

- ・本村の防災計画と本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

１）小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・村広報誌、及びホームページ等を活用して、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を行う。

２）商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和２年に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・熊本県火災共済協同組合やBCP作成の専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・南阿蘇村観光局等への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・毎年度、(仮称)南阿蘇村事業継続力強化支援協議会（構成員：当会（法定経営指導員の参画含む）、南阿蘇村）を年1回（6月）開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。
また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPや会報（年1回）へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震、大雨等）が発生したと仮定し、南阿蘇村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
LINEやFacebook等SNSや商工会災害状況報告システム
(<https://www.shokokai-system.com/drs/?sc=43>)を利用し安否の確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を本会と南阿蘇村で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、南阿蘇村における感染症対策に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と南阿蘇村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・本会または本村の職員または全職員が被災する等により応急対策ができない場合に、本会または本村の応急的な役割分担を決める。
- ・発災後の大まかな被害状況を確認し、出来る限り1日以内に情報を共有する。

(被害規模の目安)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内で1%の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大規模な被害が発生している。
ほぼ被害はない	・特に目立った被害の情報がない。

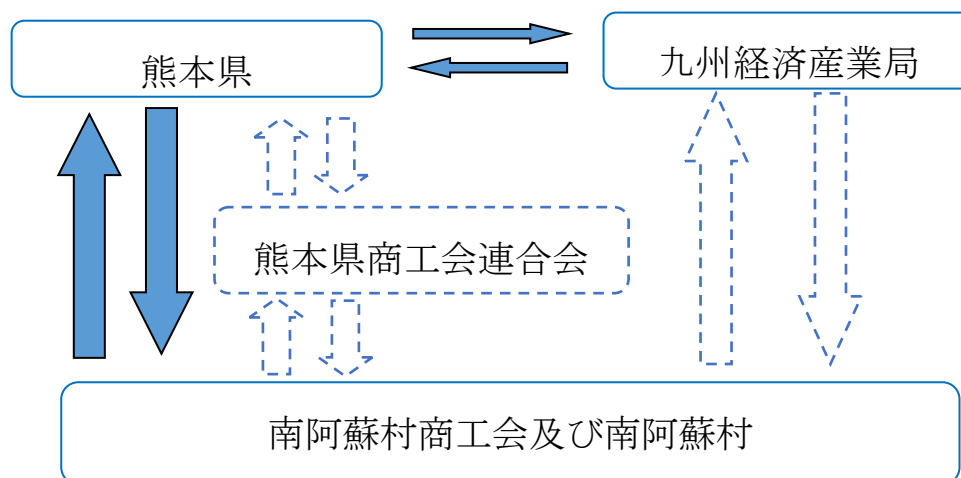
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、本会と本村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後 ～ 1週間	1日に6回共有する
1週間 ～ 2週間	1日に4回共有する
2週間 ～ 1ヶ月	1日に2回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことを検討する。
- ・本会と本村は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を様式①に記載し、熊本県商工会連合会を通じて熊本県商工振興金融課へ報告する。
- ・本会と本村が共有した情報を、熊本県商工振興金融課あてメールにて本会または南阿蘇村より報告する。



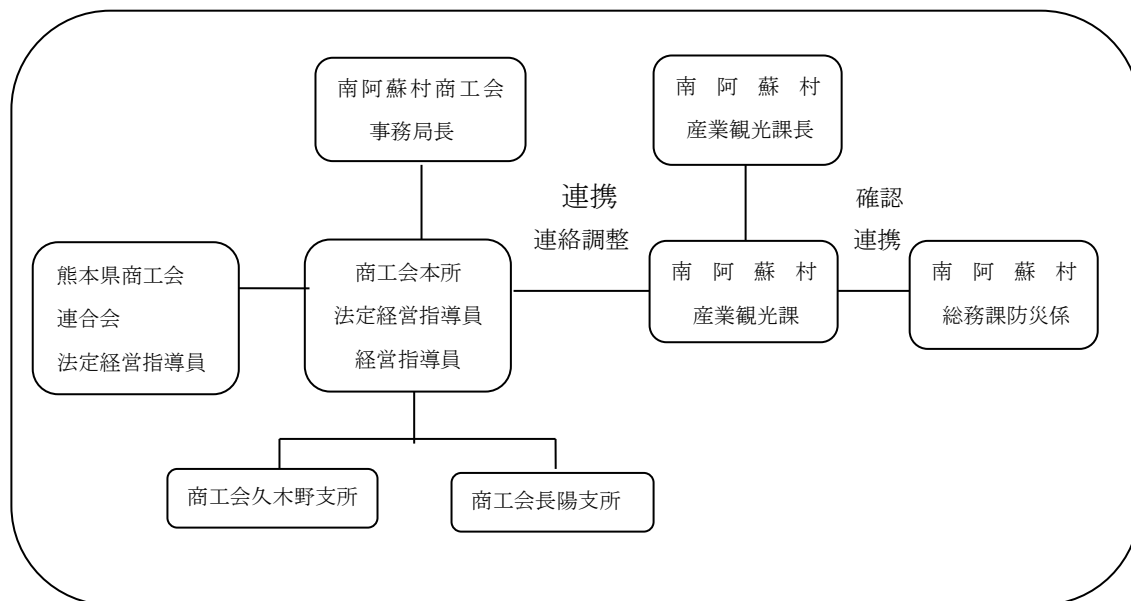
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年4月1日現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先
法定経営指導員 平山 厚太 連絡先：熊本県商工会連合会 特任支援課
(電話番号は後述(3)①参照)
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- ① 商工会／商工会議所
南阿蘇村商工会
本所
〒869-1503 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字吉田1488-1
TEL 0967-62-9435 FAX 0967-62-9462
E-mail: hakusui@lime.ocn.ne.jp

長陽支所

〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽3574

TEL 0967-67-0095

久木野支所

〒869-1411 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰151-1

TEL 0967-67-0231 FAX 0967-67-0435

熊本県商工会連合会 特任支援課

〒860-0801 熊本市中央区安政町3番13号

電話：096-325-5161 FAX：096-325-7640

E-mail: info@kumashoko.or.jp

②関係市町村

南阿蘇村産業観光課

〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705-1

TEL 0967-67-1112 FAX 0967-67-2073

E-mail: sangyo@vill.minamiaso.lg.jp

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・協議会運営費	25	25	25	25	25
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ・チラシ作成費	75	75	75	75	75

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費・国庫補助金・県補助金・村補助金・事業受託費等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

